

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	犬の登録及び鑑札の交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)		
根 拠 条 項	<p>(登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> <p>3～6 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日 (生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日) から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長 (特別区にあつては、区長。以下同じ。) に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○狂犬病予防法施行規則</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>(2) 犬の所在地</p> <p>(3) 犬の種類</p> <p>(4) 犬の生年月日</p> <p>(5) 犬の毛色</p> <p>(6) 犬の性別</p> <p>(7) 犬の名</p>		

(8) 前五号のほか犬の特徴となるべき事項

標準処理期間	1日
関係法令等	狂犬病予防法第4条第1項・第2項 狂犬病予防法施行規則第3条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	犬の予防注射済票の交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)		
根 拠 条 項	<p>(予防注射)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p> <p>3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>(予防注射)</p> <p>第5条 犬の所有者 (所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。) は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○狂犬病予防法施行令</p> <p>(注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p> <p>(省令への委任)</p> <p>第4条 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○狂犬病予防法施行規則</p> <p>(予防注射の時期)</p> <p>第11条 生後91日以上(次項に規定する犬であつて、3月2日から6月30日までの間に所有されるに至つたものを除く。)の所有者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなけれ</p>		

ばならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後91日以上の子犬であつて、3月2日（1月1日から5月31日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の3月2日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3 前2項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第1項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。

（注射済票の交付）

第12条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。）に対して、別記様式第4による注射済証を交付しなければならない。

2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。

（注射済票の再交付）

第13条 犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

標準処理期間	1日
関係法令等	狂犬病予防法第5条第1項・第2項 狂犬病予防法施行令第3条、第4条 狂犬病予防法施行規則第6条第2項、第11条～第13条、 別記様式第4
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	犬の鑑札の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	狂犬病予防法施行令 (昭和28年号外政令第236号)		
根 拠 条 項	<p>(鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2市町村長 (特別区にあつては、区長。以下同じ。) は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>(鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2 市町村長 (特別区にあつては、区長。以下同じ。) は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○狂犬病予防法施行規則</p> <p>(鑑札の再交付)</p> <p>第6条 犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、30日以内に犬の所在地の市町村長に再交付を申請しなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	<p>狂犬病予防法施行令第1条の2</p> <p>狂犬病予防法施行規則第6条第1項</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	犬の予防注射済票の再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	狂犬病予防法施行令 (昭和28年号外政令第236号)		
根 拠 条 項	<p>(注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>(注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○狂犬病予防法施行規則</p> <p>(注射済票の再交付)</p> <p>第13条 犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	<p>狂犬病予防法施行令第3条</p> <p>狂犬病予防法施行規則第13条第1項</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	地域創生環境課												
許 認 可 等 の 種 類	墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可														
根 拠 法 令 (条 例 等)	墓地、埋葬等に関する法律（平成23年法律第48号） 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第61号）														
根 拠 条 項	<p>○墓地、埋葬等に関する法律 （墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可）</p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 （市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略</td> <td>各町村</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>			項	事務	市町村	略			5	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略	各町村	略		
項	事務	市町村													
略															
5	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略	各町村													
略															
審 査 基 準	<p>未設定（許認可等の判断基準が法令において規定されているため） （経営者の基準）</p> <p>第2条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合</p>														

し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合で規則で定めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
 - (2) 公益社団法人又は公益財団法人で、町内に事務所を有し、かつ、町内の自己所有地において墓地等を経営しようとする者
 - (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第52条第3項若しくは第53条第1項の従たる事務所を町内に1年以上有し、かつ、町内の自己所有地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）において墓地等を経営しようとする者
- 2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。

（墓地の設置場所の基準）

第3条 法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更の許可（以下「経営等の許可」という。）に係る墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第100条に規定する河川からおおむね20メートル以上離れていること。
- (2) 住宅その他規則で定める施設（以下「住宅等」という。）の建物等の敷地からおおむね100メートル以上離れていること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

（納骨堂の設置場所の基準）

第4条 経営等の許可に係る納骨堂の設置場所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 住宅等の建物等の敷地からおおむね100メートル以上離れていること。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 墓地の区域内、寺院、教会等の礼拝のための施設の敷地内又は火葬場の敷地内であること。

（火葬場の設置場所の基準）

第5条 経営等の許可に係る火葬場の設置場所は、住宅等の建物等の敷地からおおむね300メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。

- 2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(施設の基準)

第6条 墓地等の施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合で、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 境界には、生け垣等を設けること。
- イ 各墳墓に接続し、かつ、コンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。
- ウ 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。
- エ 便所、給水設備及びごみ処理のための施設を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 耐火構造であること。
- イ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。
- ウ 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- エ 除湿装置を設けること。
- オ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(3) 火葬場

- ア 境界には、障壁及び門扉を設けること。
- イ 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。
- ウ 灰庫を設けること。
- エ 便所、待合室及び管理事務所を設けること。

標準処理期間	総日数20日（休日は含まない。）
関係法令等	鳩山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例 鳩山町墓地、埋葬等に関する法律施行規則
関係文書等	-
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	地域創生環境課												
許 認 可 等 の 種 類	墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の変更・廃止														
根 拠 法 令 (条 例 等)	墓地、埋葬等に関する法律（平成23年法律第48号） 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第61号）														
根 拠 条 項	<p>○墓地、埋葬等に関する法律 （墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 （市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略</td> <td style="text-align: center;">各町村</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>			項	事務	市町村	略			5	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略	各町村	略		
項	事務	市町村													
略															
5	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第10条の規定による許可 2・3 略	各町村													
略															
審 査 基 準	<p>未設定（許認可等の判断基準が法令において規定されているため） （経営者の基準）</p> <p>第2条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の</p>														

各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合で規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人又は公益財団法人で、町内に事務所を有し、かつ、町内の自己所有地において墓地等を経営しようとする者

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第52条第3項若しくは第53条第1項の従たる事務所を町内に1年以上有し、かつ、町内の自己所有地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）において墓地等を経営しようとする者

2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。

（墓地の設置場所の基準）

第3条 法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更の許可（以下「経営等の許可」という。）に係る墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第100条に規定する河川からおおむね20メートル以上離れていること。

(2) 住宅その他規則で定める施設（以下「住宅等」という。）の建物等の敷地からおおむね100メートル以上離れていること。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

（納骨堂の設置場所の基準）

第4条 経営等の許可に係る納骨堂の設置場所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 住宅等の建物等の敷地からおおむね100メートル以上離れていること。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。

(2) 墓地の区域内、寺院、教会等の礼拝のための施設の敷地内又は火葬場の敷地内であること。

（火葬場の設置場所の基準）

第5条 経営等の許可に係る火葬場の設置場所は、住宅等の建物等の敷地からおおむね300メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認める場合は、この限りでない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(施設の基準)

第6条 墓地等の施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合で、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 境界には、生け垣等を設けること。
- イ 各墳墓に接続し、かつ、コンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。
- ウ 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。
- エ 便所、給水設備及びごみ処理のための施設を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 耐火構造であること。
- イ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。
- ウ 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- エ 除湿装置を設けること。
- オ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(3) 火葬場

- ア 境界には、障壁及び門扉を設けること。
- イ 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。
- ウ 灰庫を設けること。
- エ 便所、待合室及び管理事務所を設けること。

標準処理期間	総日数20日（休日は含まない。）
関係法令等	鳩山町墓地、埋葬等に関する法律施行条例 鳩山町墓地、埋葬等に関する法律施行規則
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	空家等管理活用支援法人の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号)		
根 拠 条 項	<p>(空家等管理活用支援法人の指定)</p> <p>第23条 市町村長は、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人 (以下「支援法人」という。) として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>町長は、空家等管理活用支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号)		
関 係 文 書 等	鳩山町空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 (令和5年12月11日町長決裁)		
審査基準設定年月日	令和5年12月13日		
備 考			